

令和 8 年

第 6 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 8 年 5 月 7 日

前橋市農業委員会

令和8年 第6回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和8年5月7日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和8年5月7日 午後3時46分
- ・開催場所 市役所11階 南会議室

・出席委員（21名）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄	13番 阿久津 昌枝
14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博	18番 伊藤 晴夫
19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要	22番 石井 真帆美
24番 猪岡 正一			

・欠席委員（3名）

10番 井田 健 17番 奥野 芳男 23番 町田 祐介

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也	副参事 井草 依早子	係長 山田 正史	係長 望月 優至
副主幹 久保田 勝明	副主幹 根岸 広和	副主幹 齋藤 裕之	副主幹 田部井 絢子
主任 田中 惇也	主事 高橋 翼		

・付議事件

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
議案第20号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
議案第21号 農地法の規定による許可後の計画変更について（5条）
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第24号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第25号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について

・協議事項

（1）令和7年度最適化活動の点検・評価について

・報告事項

（1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
（2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
（4）農地転用等の意見聴取の結果について
（5）営農型太陽光発電施設の発電事業者に対する文書指導について
（6）令和8年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について

事務局長	それでは、これより令和8年第6回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、10番 井田 健委員 17番 奥野 芳男委員 23番 町田 祐介委員 3名であります。従いまして在任委員24名、中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和8年第6回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。24番 猪岡 正一委員、1番 石村 利夫 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から15番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇（説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から15番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第19号 農地法の規定による許可の取消し第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
齋藤副主幹	◇（説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
20番委員	取消申請に至った理由を詳しくお願いします。
齋藤副主幹	富士見地区・南橋地区に大きな幼稚園が入ってきており、子どもの数が少なくなり、閉園に至ったため、駐車場も不要になったためです。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第19号農地法の規定による許可の取消し第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第20号 農地一時転用許可期限延長願い5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
齋藤副主幹	◇（説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに

	賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第20号 農地一時転用許可期限延長願い5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第21号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
齋藤副主幹	◇ (説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
11 番委員	面積が変更した理由は、
齋藤副主幹	分筆したためです。
21 番委員	平成15年に許可からここまで期間が空いた理由は、
齋藤副主幹	元々ドライブインでの許可だが、うまく進捗しなかったためです。
21 番委員	許可がおいてから10年ぐらいそのままにしても大丈夫ですか。
齋藤副主幹	国道50号の拡張との兼ね合いで、計画が伸びてしまったが、本来はすぐに事業を進めるべきです。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第21号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。
議 長	次に、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から5番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高橋主事	◇ (説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
3 番委員	整理番号2番の申請地が簡単に宅地に是正できるようになったのはいつからですか。青地は以前厳しかった気がします。
高橋主事	今回は非線引エリアのため、是正申請が可能でした。市街化調整区域の場合は開発との審査が含まれますので、困難な場所もございます。申請や相談の際に、確認しながら審査のほうを進めています。
18 番委員	整理番号4番の申請について、始末書が添付されている。ここ数年きれいに使用していましたか。
高橋主事	元々農地で改装中の土留が農地にはみ出ていたため、始末書の添付になります。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇ (挙 手) 全員賛成でありますので、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から34番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
齋藤副主幹	◇ (説 明)
議 長	なお、整理番号3番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (21 番委員)	ご報告いたします。整理番号5条の3番、売買、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、1ページから7ページです。申請地は、市立原小学校から東約1.2kmに位置し、北側は畑、西側、東側は道路、南側は雑種地と農地と原野に囲まれた10ha以上の農地が広がる第

1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、例外規定の「集落接続」に該当します。現地案内図は4ページをご覧ください。面接には法人代表と代理人が来られました。申請法人は、市内に本社を置き、中古自動車販売業を営んでいます。本社は申請地から2.8kmほどの所にあるそうです。従業員は、15人、年間の売上額は、8億円ほどとのこと。申請地の西側にも車両保管場所を設けているが、駐車スペースが手狭なため申請するものです。申請地には、車両50台を保管する計画です。土地の造成ですが、道路の高さに合わせて整地し、碎石にて整地します。雨水は、敷地内での浸透処理。周囲には1.2mのネットフェンスを設置し、周辺の農地に配慮するとのことでした。

調査班としましては、露天駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

11 番委員 整理番号5、6番について、2年ほど前にも受入は申請していると思うが、そんなに必要でしょうか。普段は畑なのか、穴を掘っているのか、他の農地に影響はないのか。

齋藤副主幹 鶏が23万羽いる。100羽で0.7ha必要であり、現状に必要な広さで申請。現状は草刈りをしてきれいな状態であります。

4 番委員 農地のままでよかったと思うが、転用して農地から離してもいいのか。

齋藤副主幹 農地として利用しないため、今回は5条申請となります。

13 番委員 埋却の場合は、5条で転用は一般的でしょうか。

齋藤副主幹 今回、農業用施設として判断しています。数年前まで違ったが、国が法律を改正し、土地の確保を促しており、農地として使う場合は3条で補います。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から34番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から34番を許可とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第24号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

久保田副主幹 ◇(説 明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見・質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第24号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第24号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、原案を決定いたします。

議 長 次に、議案第25号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

井草副参事 ◇(説 明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見・質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第25号について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長	全員賛成でありますので、議案第25号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会 の同意について、同意することに決定いたします。						
議 長	次に、協議事項（1）令和7年度最適化活動の点検・評価について、協議をお願いします。事 務局の説明を求めます。						
田中主任	◇（説 明）						
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。						
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）						
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項（1）令和7年度最適化 活動の点検・評価について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。						
◇◇◇	◇（挙 手）						
議 長	全員賛成でありますので、協議事項（1）令和7年度最適化活動の点検・評価については、原 案を承認とすることに決定いたします。						
議 長	次に、101ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、						
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">（1）法第4条の届出書の受理状況</td> <td style="text-align: right;">1 件</td> </tr> <tr> <td>（2）法第5条の届出書の受理状況</td> <td style="text-align: right;">1 6 件</td> </tr> <tr> <td>（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況</td> <td style="text-align: right;">1 8 件</td> </tr> </table>	（1）法第4条の届出書の受理状況	1 件	（2）法第5条の届出書の受理状況	1 6 件	（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	1 8 件
（1）法第4条の届出書の受理状況	1 件						
（2）法第5条の届出書の受理状況	1 6 件						
（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	1 8 件						
議 長	また、報告事項（4）は、第4回総会において許可とした、法第5条の農地転用3件について、 群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決に より許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。						
議 長	続いて、報告事項（5）営農型発電施設の発電事業者に対する文書指導について、事務局によ り現地調査を実施していますので、事務局から報告をお願いします。						
高橋主事	◇（説 明）						
議 長	報告事項（6）令和8年度 前橋市農業施策等に関する意見の回答について事務局から報告を お願いします。						
根岸副主幹	◇（説 明）						
議 長	それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。						